

## かわさきコロナ情報(動画特設ページ)

### #18 令和2年5月25日 ~川崎市小規模事業者臨時給付金について~

5月25日、月曜日、かわさきコロナ情報をお伝えします。

本日は、政府から緊急事態宣言が全国全ての都道府県で解除になるということで、また本市を含む神奈川県でも27日午前0時をもって、緊急事態措置も解除になるということです。

この緊急事態宣言が解除になっても、引き続き3つの密を避けていただく行動や、人と人の間隔を取る、それからマスクを着用する、手洗いをちゃんとする、こういったこれまでの感染症対策をしっかり行っていたことを是非お願いしたいと思います。

そして、川崎市の市民利用施設についても、この3つの密を回避することや、清掃、消毒、換気対策など、場合によっては人数制限などをさせていただいて、国のガイドラインに沿った段階的な再開というのを目指してまいります。詳しくは、この「川崎市 コロナ 総合ページ」で、各施設がいつから使えるようになるかということをお知らせしてまいりますので、こちらを参照していただければと存じます。

さて、今日お伝えしたいことは、川崎市の小規模事業者の臨時給付金という川崎市独自の給付金のことについてです。コロナ感染症で事業に大きな影響を受けているところはたくさんあると思いますが、この市内の小規模事業者の事業活動を支える制度でございます。給付金額は一律10万円とさせていただきます。対象となる事業者につきましては、1か月の事業収入の減少幅が30%以上50%未満の方が対象となります。

国の持続化給付金というのが50%以上減少した事業者が対象ですので、それ以外の30%から50%の方々が対象になります。

受付は、本日の5月25日から8月31日まで、申請様式は川崎市のホームページからダウンロードできます。その書式を記入していただいて、必要な書類を添付して、郵送していただくということをお願いします。申請から受付審査を経て、銀行口座にお振込をさせていただきますが、書類到着後から約10日間程度で口座に振り込めるように今準備を進めているところです。

詳細な手続きや申請方法などは、この「川崎市 小規模事業者臨時給付金」で検索してください。また、川崎市のホームページのトップページにも掲載しておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

ホームページでダウンロードできない方は、区役所の市政情報コーナーや、市内の商店街連合会、あるいは工業団体連合会、そして市内の金融機関にも配架できるように今準備を進めているところでございます。

川崎市独自の制度でございますので、まだその内容の周知が徹底されておられません。そこで、周りの事業者の方にも、是非お声をいただければ幸いに存じます。

皆様の御協力よろしくお願いたします。